

その他の福祉制度

公共施設使用料金の減免

身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の方、または、療育手帳の交付を受けた知的障がい者が以下の公共施設を利用する際、手帳の提示により使用料金が5割減額されます。

総合体育館	西5条南1丁目1-1	電話	62-6500
体育センター	西2条北4丁目1-1	電話	62-5776
温水プール「すい〜む」	西4条南1丁目4-7	電話	64-4522
サンスポーツランド美唄	東明町2区	電話	63-4573
野球場	東明町3区	電話	68-8660
陸上競技場	東明町3区	電話	62-5066
弓道場	西4条北2丁目2-22	電話	68-8059
* 陸上競技場と弓道場は個人で練習する限りは無料です。			
郷土資料館	西2条南1丁目2-1	電話	62-1110

NHK放送受信料の減免

地域福祉課地域福祉係

◇全額免除

「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が、住居と生計を共にする世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合に、全額免除となります。

◇半額免除

- 1) 視覚・聴覚障がい者が世帯主であり、かつ受信契約者の場合に、半額免除となります。
- 2) 重度の障がい者（身体障がい者1・2級、知的障がい者A判定、精神障がい者1級）が世帯主であり、かつ受信契約者の場合に、半額免除となります。

◇申請手続

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑を持参し、地域福祉係で証明を受け、NHKに申請します。

NTT使用料金の優遇措置

NTT(株)

(電話 0120-104174)

◇電話番号案内の料金の減免

視覚障害（1～6級）、上肢・体幹等の肢体不自由（1～2級）、聴覚障害（2～4、6級）、音声機能・言語障害またはそしゃく機能障害（3～4級）の方、療

育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が電話番号案内を利用する際、料金が無料になります。

◇福祉クレジット通話

聴覚に障がいのある方が公衆電話を利用する場合、一般ダイヤル通話料金で利用できます。

携帯電話使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、携帯電話使用料が割引になります。携帯電話取扱店で手続きが必要です。詳しくは各種取扱店へお問い合わせください。

郵便料金の優遇措置

日本郵便㈱

美唄市西3条南2丁目1-1

(電話 63-3150)

◇青い鳥郵便葉書

重度の身体障がい者および重度の知的障がい者に対し、毎年申し出者1名につき20枚のはがきを無料で配布しています。

(受付期間は4月1日から5月31日まで)

◇盲人用郵便物

◇心身障がい者用ゆうメール

◇聴覚障がい者用ゆうパック、点字ゆうパック

などについての優遇措置があります。

※詳細につきましてはお近くの郵便局にお問い合わせください。

